

入札説明書

【最低価格落札方式】

2026 年度 JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する

電気の調達

- 第 1 入札手続
- 第 2 仕様書（案）
- 第 3 契約書（案）
- 別添 様式集

2025 年 10 月 15 日
独立行政法人 国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2025年10月15日

2. 分任契約担当役

独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 副所長

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2026年度 JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達
- (2) 選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 仕様書（案）」のとおり
- (4) 需要期限（予定）：2026年4月1日から2027年3月31日

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会先及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒162-8433

東京都新宿区市谷本村町10-5 JICA市ヶ谷ビル

独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 総務課

【電話】 03-3269-3201

【電子メールアドレス】 dritpl@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受はメールで行います。

詳細は別紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

・メールによる提出：上記（1）のメールアドレス宛

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（1）の連絡先までお問い合わせください。

2) 書類等への押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書及び競争参加資格確認申請書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人から（又は責任者に cc を入れて）送付してください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) a) 全省庁統一資格

令和07・08・09年度全省庁統一資格で「物品の販売」の資格を有すること。（等級は問わない）

b) 小売電気事業者

電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。

- c) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況
二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供に関する取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙において示す入札適合条件を満たすこと。

2) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

3) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証（親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。）されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。

(3) 共同企業体、再委託について

- 1) 共同企業体の結成は認めません。
- 2) 再委託は認めません。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の2)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ入札会の参加方法をメールにて案内します。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

1) 提出期限・方法及び確認結果通知日

別紙「手続・締切日時一覧」参照

2) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- c) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し
- d) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況」を満たすことを証明する適合証明書
- e) 下見積書（「7. 下見積書」参照）

3) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報

該当なし

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細(別添の様式「入札金額内訳書」参照)に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(様式集参照)に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2025.html#jica-ri>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。
宛先：dritpl@jica.go.jp
件名：【辞退】JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時：2025年12月18日（木）午前11時00分

(2) 場所：東京都新宿区市谷本村町10-5 JICA市ヶ谷ビル

独立行政法人国際協力機構緒方貞子平和開発研究所 2階会議室 202B

注) 入札会会場の開場は、入札開始時刻の5分前となります。1階受付前にて待機いただき、同時刻になりました担当者が会場まで誘導します。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

(3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。（入札会場への立ち入りは入札者本人1名に限定させていただきます。）

(4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。

1) 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

2) 入札書 1通（様式集参照。）

3) 入札書予備 2通（再入札を行う場合に必要。）

4) 印鑑、身分証明書：入札会場で書類を修正する必要がある場合に必要になりますので、持参して下さい。詳細は以下（6）を参照してください。

(5) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合はその場で再入札（最大で2回）を実施します。再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

(6) その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

1) 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。

2) 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印または代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

11. 入札書

(1) 提出期限及び提出方法

入札執行の日時に入札会場に持参してください。郵送またはメールによる提出は認めません。

(2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

1) 代表権を有する者（以下「代表者」）自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

2) 代理人を定める場合、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者役職・氏名及び受任者（代理人）の氏名を記載し、代理人の印（委任状に押印

されたものと同じ印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者からの委任としてください。

- (3) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の額を除いた金額としてください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に十分注意してください。
- (4) 入札価格の評価は、「第2 仕様書(案)」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (5) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額となります。
- (6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (7) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (8) 入札保証金は免除します。
- (9) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
 - 1) 代表権者自身による場合は、その氏名及び職印(個人印も認めます。)(様式集参照、様式4の1)
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏名及びその者の印。(様式集参照、様式4の2)

1 1 - 2. 入札金額積算に係る留意事項

(1) 入札金額内訳

入札金額(総額)は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、仕様書に提示した「予定契約電力」及び「予定使用電力量」に基づき算出するものとしてください。いくつの単価を設定するか(ピーク時間単価、昼間単価(夏季)、昼間単価(その他季)及び夜間単価等)は、入札者が提案してください。

なお、契約は、内訳で提示いただいた単価による契約となります。

(2) 力率割引・割増、燃料費調整、再生可能エネルギー賦課金

力率割引・割増、燃料費調整、再生可能エネルギー賦課金については、入札金額に反映しないでください。これら経費については、電力供給契約書第11条の規定に基づき、「東京電力管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)による」ものとしします。

1 2. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札

- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一応札者による複数の入札
- (9) 条件が付されている入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

13. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（PCを利用する入札会における入札者側のPCのトラブルによる場合を含みます）。

14. 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
- (3) 落札者と宣言された者の失格
入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。
 - 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12.に基づき「無効」と判断された場合
 - 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合

15. 入札執行（入札会）の手順等

- (1) 入札会の手順
 - 1) 入札会参加者の確認
機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は各社1名のみとし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。
 - 2) 入札会参加資格の確認
各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。
 - 3) 入札書の投入
各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。
 - 4) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

- 5) 入札金額の発表
入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。
- 6) 予定価格の開封及び入札書との照合
入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。
- 7) 落札者の発表等
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。
入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。
- 8) 再度入札（再入札）
「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞			退			円
---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において14. 落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

16. 入札金額内訳書の提出、契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は入札金額の内訳書（社印不要）を提出ください。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	区分	得点
①令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）（※2）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況（※2）	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況（※2）	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 8.00 %未満	10
	0 %超 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる。	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなします。

※2 既に令和6年度（2024年度）の実績が公表されている場合は、令和5年度（2023年度）の実績に代えて、令和6年度（2024年度）の実績を適用することを認めますが、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使ってください。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付してください。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内において、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとします。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがあります。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとします。

表 別紙の「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度 (2023年度) 1kWh当 たりの二酸化炭素排 出係数	<p>「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表さ れている令和24年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後 排出係数を用いることができるものとする。</p>
② 令和5年度 (2023年度) の未利用 エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5 年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エ ネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利 用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃 料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発 電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場 合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の 熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない 化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の 発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とす る。 <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社 電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電 力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をい う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年 法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項に おいて定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者 への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③ 令和5年度 (2023年度)の再生 可能エネルギー導入 状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)す ることにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>② 令和5年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量で あって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)す ることにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分 の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由 来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可 能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気である ことが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電 源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生 可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石 証書に限る。)</p> <p>⑦ 令和5年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生 可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、 風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、 バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス 供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含ま ない。)</p> <p>2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤ +⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和5年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含 まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネ ルギー・節電に関す る情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組につい て、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。具体的な評価 内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リ アルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)例えば、需 要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、 需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、 電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力 した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効 果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象 としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常 の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

* この表の定義は、適合証明書及び別紙のみに適用する。

第2 仕様書（案）

この仕様書（案）は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この仕様書（案）に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の概要

- （1）件名 : JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達
- （2）需要場所 : 東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル
- （3）業種及び用途 : 事務所及び附属施設

2. 仕様

（1）供給電気方式等

- 1) 供給電気方式 : 交流3相3線式
- 2) 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
- 3) 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
- 4) 標準周波数 : 50Hz
- 5) 受電方式 : 1回線受電方式
- 6) 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

（2）契約電力、予定使用電力量

- 1) 予定契約電力 : 533kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- 2) 予定使用電力量 : 1,386,197kWh（1年当たり）
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)
- 3) 予定力率 : 100%

（3）使用期間

自2025年4月1日0:00 至 2026年3月31日 24:00

（4）電力量等の計量

- 1) 自動検針装置 : 有
- 2) 電力会社の検針方法 : 自動検針（通信方式）
- 3) 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

JICA 市ヶ谷ビル施設内に設置した開閉器箱内の東京電力の地中引込線と
JICA 市ヶ谷ビルの遮断機電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分岐点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払い方法

受注者は毎月初めに請求書を作成し、請求を行うこととする。

(9) その他

- 1) 電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- 2) 250kVA の非常用自家発電設備を1台有している。
- 3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- 4) その他この仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

月別予定使用電力量(2024年度並みを想定)

(単位:kWh)

月	予定使用電力量				
	夏期 ピーク時間	昼間		夜間・休日	合計
		夏期	平日昼間		
4月	—	—	109,267	—	109,267
5月	—	—	49,092	29,604	78,696
6月	—	—	47,847	47,798	95,645
7月	—	—	57,196	49,866	107,062
8月	17,651	51,312	—	75,891	144,854
9月	17,099	53,125	—	86,438	156,662
10月	14,589	42,580	—	70,149	127,318
11月	—	—	57,770	41,921	99,691
12月	—	—	53,692	48,054	101,746
1月	—	—	53,616	57,900	111,516
2月	—	—	54,638	73,608	128,246
3月	—	—	53,863	71,631	125,494
合計	49,339	147,017	536,981	652,860	1,386,197

注1)「夏季」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

注2)「その他季」とは、4月1日から6月30日及び10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

注3)「昼間」とは、8時から22時までの時間をいう。

ただし、休日等(休館日、12月30日～1月3日)の該当する時間を除く。

注4)「夜間」とは、昼間時間以外の時間をいう。

第3 契約書（案）

電力供給契約書（案）

(ア)業務名称 JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達

(イ)契約単価 第2条のとおり

(ウ)契約期間 2026年4月 1日 0:00から

2027年3月31日24:00まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 分任契約担当役 副所長 亀井 温子（以下「発注者」という。）と【受注者商号／名称及び代表者名】（以下「受注者」という。）とは、JICA 市ヶ谷ビル庁舎で使用する電気の供給について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「仕様書」に定義する業務について、発注者がJICA 市ヶ谷ビル庁舎で使用する電力を供給し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 基本料金単価 ●. ●円/kW

(2) 電力量料金単価 夏季ピーク●. ●円/kWh (7月～9月)

夏季昼間●. ●円/kWh (7月～9月)

その他季昼間●. ●円/kWh

夜間 ●. ●円/kWh

【注）入札の結果により、設定される単価は変更され、網掛け部分の表現は、応札者の応札額及びその内訳によります。】

2 前項に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。

3 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

4 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者、受注者協議の上、契約金額を改定することができる。

(契約保証金)

第3条 発注者は、本契約の保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 契約電力は、附属書Ⅰ「仕様書」に定める契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

- 2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

(計量)

第8条 受注者は、毎月1回計量日を設定し、使用電力量を計量しなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は、1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条に規定する計量終了後、速やかに第2条の規定に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、これを検査の上、計量日の翌日から起算して30日以内に、受注者に対し支払いを行わなければならない。

(料金の割引又は割増)

第11条 第9条に規定する毎月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費等調整、市場価格調整及び再生可能エネルギー電気の調達利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める電気需給約款によるものとする。

(支払遅延利息)

第 12 条 発注者が第 10 条第 2 項に定める期間内に支払を行わなかった場合は、当該期間最終日の翌日から起算し支払を行う日までの日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払い防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(業務内容の変更)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第 1 項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 16 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (4) 第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
 - リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 15 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合にお

ける收受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

(受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(違約金)

第 17 条 天災その他不可抗力の原因又は前条第 1 項の規定によらないで、受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量に第 2 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間中に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、本利率で算出した額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 発注者は、第 14 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし、補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第 14 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保証法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 20 条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(調査・措置)

第 21 条 受注者が、第 14 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 14 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 22 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨

害)、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めるとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 17 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

第 23 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

(秘密の保持)

第 24 条 受注者（第 5 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する

(個人情報保護)

第 25 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。
 - (2) 本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。
 - イ 当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項
 - ロ 当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - ハ 契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - ニ 本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項
 - ホ 前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項
 - ヘ イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要と判断した措置に関する事項
 - (3) 前号の書面に記載された事項を遵守すること。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。
 - 3 業務内容の一部を再委託する場合には、受注者は、再委託先に対し、第1項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。
 - 4 前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。
 - 5 受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。
 - 6 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第26条 受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得る

こと。

- イ 情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容
- ロ 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制
- ハ 本業務に係る業務従事者及び作業場所
- ニ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法
- ホ 情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度
- ヘ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法
- ト イからへまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と発注者が判断した事項

(3) 情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。

(4) 第2号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

2 発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第4号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。

3 業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第1項各号定める義務を履行させ、かつ第2項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第4条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

(安全対策)

第27条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第28条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする

(業務引継に関する留意事項)

第29条 本本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第30条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める

情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする

(準拠法)

第31条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第32条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第33条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20●●年●●月●●日

発注者

東京都新宿区市谷本村町10-5

JICA市ヶ谷ビル

独立行政法人国際協力機構

緒方貞子平和開発研究所

分任契約担当役

副所長 亀井 温子

受注者

附属書 I

業務仕様書

様式集

<参考様式>

以下の様式を当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロード可能です。

（１）入札手続に関する様式

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 委任状（特定案件委任状）
- ③ 委任状（入札会に関する一切の権限）
- ④ 入札書
- ⑤ 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合に使用）
- ⑥ 質問書
- ⑦ 機密保持誓約書
- ⑧ 資本関係又は人的関係に関する申告書

<本件指定様式>

本件指定様式は、次頁以降に添付しています。

1. 適合証明書
2. 入札金額内訳書

※ 以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

※ なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

・宛先：独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長

※ ホームページ上の様式に記載のある「調達管理番号△△a△△△△△」は記入不要です。

入札金額内訳書

《1年間の総額》

1. 基本料金

【2026年4月～2027年3月】

- ・基本料単価：(小数点以下第2位まで)
- ・契約電力：533kW
- ・力率：100%

@○, ○○○. ○○円 × 契約電力 533kW × 12 ヲ月 = ◇, ◇◇◇, ◇◇◇円

※1円未満の端数切り捨て

2. 電力量料金

- a) 平日 @○○. ○○円 × ●●●, ●●●kWh = △, △△△, △△△円
b) 休日 @○○. ○○円 × ●●●, ●●●kWh = △, △△△, △△△円
c) 昼間 @○○. ○○円 × ●●●, ●●●kWh = △, △△△, △△△円
d) 夜間 @○○. ○○円 × ●●●, ●●●kWh = △, △△△, △△△円

電力量料金合計額 (1年) △, △△△, △△△円

※1円未満の端数切り捨て

1年間の総額

・基本料金◇, ◇◇◇, ◇◇◇円 + 電力量料金△, △△△, △△△円
= □, □□□, □□□円 (税込)

注1) ●●●kWhには、対象となる需要場所における予定使用電力量の年間合計値を入れてください。

注2) 電力量料金の分類は、「第2仕様書(案)」に規定している「月別予定使用電力量」の分類に応じ、変更してください。

注3) 上述の電力量料金は、平日、休日、昼間、夜間に分類されていますが、この分類によらない内訳書の提示についても、機構が提示する「月別予定使用電力量」に基づくものであれば、これを認めます。

手続・締切日時一覧

公告日 2025 / 10 / 15

メール送付先

dritpl@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2025年11月13日（木）正午まで	【入札説明書への質問】 JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2025年11月20日（木）16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書・下見積書の提出	メール	2025年12月2日（火）正午まで	【競争参加資格・下見積の確認】 JICA 市ヶ谷ビルの庁舎で使用する電気の調達	
4	競争参加資格確認結果の通知	メール	2025年12月9日（火）まで	-	競争参加資格確認申請書に記載いただく担当者連絡先へ電子メールにて通知します。
5	入札執行（入札会）の日時	-	2025年12月18日（木）11時00分	-	-